



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 規則

- *2 建築士法施行細則の一部を改正する規則 (建築住宅課) 2

○ 公安委員会規則

- *2 和歌山県道路交通法施行細則の一部を改正する規則 11

○ 告示

- 275 有害図書等の指定 (青少年・男女共同参画課) 13

- 276 県営土地改良事業計画の変更 (農業農村整備課) 14

- 277 保安林の指定施業要件変更予定 (森林整備課) 15

- 278 第五種共同漁業権に係る遊漁規則の変更の認可 (資源管理課) 15

- 279 地籍調査の成果の認証 (用地対策課) 15

- 280 // (//) 16

- 281 // (//) 16

- 282 // (//) 16

- 283 // (//) 17

- 284 // (//) 17

- 285 // (//) 17

- 286 // (//) 18

- 287 車両制限令による道路の指定 (道路保全課) 18

- 288 道路の区域変更 (//) 19

- 289 道路の供用開始 (//) 19

- *290 建築士法第15条第2号に規定する同条第1号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認める者 (建築住宅課) 19

- *291 建築士法第4条第4項第3号に規定する同項第1号又は第2号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認める者 (//) 20

- 292 公有水面の埋立ての免許 (港湾空港振興課) 22

- 293 // (//) 23

- *294 平成15年和歌山県告示第428号(指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関等の名称及び事務取扱店舗等)の一部改正 (会計課) 25

○ 選挙管理委員会告示

- 7 政治団体の届出事項の異動の届出 25

- 8 資金管理団体の指定の取消しの届出 26

- 9 政治団体の解散の届出 26

- 10 政治団体の設立の届出 26

- *11 平成10年和歌山県選挙管理委員会告示第72号(不在者投票管理者となる病院等の指定)の一部改正 27

○ 内水面漁場管理委員会告示

- 1 令和2年度第五種共同漁業権に係る増殖目標量の決定 27

規 則

和歌山県規則第2号

建築士法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年2月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

建築士法施行細則の一部を改正する規則

建築士法施行細則（昭和26年和歌山県規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(免許申請書等)</p> <p>第3条 法第4条第3項の規定により二級建築士又は木造建築士の免許を受けようとする者は、<u>免許申請書（別記第1号様式）に、次に掲げる書類（その書類を得られない正当な事由がある場合においては、これに代わる適当な書類）を添え、知事に提出しなければならない。ただし、第25条第1項の規定により同項第1号及び第2号に掲げる書類を知事に提出した場合又は同条第2項の規定により当該書類を法第15条の6第1項の規定に基づき知事が指定する者（以下「指定試験機関」という。）に提出した場合で、当該書類に記載された内容と免許申請書に記載された内容が同一であるときは、第3号及び第4号に掲げる書類を添えることを要しない。</u></p> <p>(1) <u>本籍の記載のある住民票の写しその他参考となる事項を記載した書類</u></p> <p>(2) <u>知事又は指定試験機関が交付した二級建築士試験又は木造建築士試験に合格したことを証する書類</u></p> <p>(3) <u>次のアからウまでのいずれかに掲げる書類</u> <u>ア 法第4条第4項第1号又は第2号に該当する者にあつては、当該各号に掲げる学校を卒業したことを証する証明書</u> <u>イ 知事が別に定める法第4条第4項第3号に該当する者の基準に適合する者にあつては、その基準に適合することを証するに足る書類</u> <u>ウ 法第4条第4項第3号に該当する者のうち、イに掲げる者以外の者にあつては、法第4条第4項第1号及び第2号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有することを証する書類</u></p> <p>(4) <u>実務の経験を記載した実務経歴書（別記第1号様式の2）及び使用者その他これに準ずる者が実務経歴書の内容が事実と相違しないことを確認したことを証する実務経歴証明書（別記第1号様式の3）</u></p> <p>2. <u>法第4条第5項の規定により二級建築士又は木造建築士の免許を受けようとする者は、免許申請書に、前項第1号に掲げる書類（その書類を得られない正当な事由がある場合においては、これに代わる適当な書類）及び外国の建築士免許証の写しを添え、これを知事に提出しなければならない。</u></p> <p>3. <u>前2項の免許申請書には、申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦の長さ4.5センチメートル、横の長さ3.5センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの（以下「写真」という。）を貼り付けなければならない。</u></p>	<p>(免許申請書等)</p> <p>第3条 法第4条第2項又は第3項の規定により二級建築士又は木造建築士の免許を受けようとする者は、免許申請書（別記第1号様式）に、<u>本籍の記載のある住民票の写しその他参考となる事項を記載した書類を添え、知事に提出しなければならない。</u></p> <p>2. <u>前項の免許申請書には、申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦の長さ4.5センチメートル、横の長さ3.5センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの（以下「写真」という。）を貼り付けなければならない。</u></p>

(指定登録機関への書類の交付)

第20条 知事は、指定登録機関が二級建築士等登録事務を行う場合において、次の各号に掲げる届出又は報告書の提出を受けたときは、指定登録機関に対し、それぞれ当該各号に掲げる事項を記載した書類を交付するものとする。

(1)・(2) 略

(3) 第35条第1項の規定による報告書の提出
同条第2項の添付書類に記載された事項

2 前項の書類の交付については、当該書類が電磁的記録で作成されている場合には、次に掲げる電磁的方法をもって行うことができる。

(1) 知事の使用に係る電子計算機と指定登録機関の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、指定登録機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの

(2) 磁気ディスク等をもって調製するファイルに情報を記録したものを指定登録機関に交付する方法

(学科の試験の免除)

第23条 学科の試験に合格した者については、学科の試験に合格した二級建築士試験又は木造建築士試験(以下この項において「学科合格試験」という。)に引き続いて行われる次の4回の二級建築士試験又は木造建築士試験のうち2回(学科合格試験の設計製図の試験を受けなかった場合においては、3回)の二級建築士試験又は木造建築士試験に限り、学科の試験を免除する。

2 前項に規定する学科の試験は、知事以外の都道府県知事が行った二級建築士試験及び木造建築士試験の学科の試験を含むものとする。

(受験申込手続)

第25条 二級建築士試験又は木造建築士試験(指定試験機関が二級建築士試験及び木造建築士試験の実施に関する事務(以下「二級建築士等試験事務」という。)を行うものを除く。)を受けようとする者は、受験申込書に、次に掲げる書類(法第15条第1号に該当する者及び同条第2号に該当する者のうち同条第1号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると知事が認める者であつては、次の第1号及び第3号に掲げる書類)を添え、これを知事に提出しなければならない。

(1) 次に掲げるいずれかの書類

ア 法第15条第1号に該当する者であつては、同号に定める学校において、国土交通大臣の指定する建築に関する科目を修めて卒業したことを証する証明書(その証明書を得不らぬ正当な事由がある場合においては、これに代わる適当な書類)

3 第1項の場合において、法第4条第3項の規定により二級建築士又は木造建築士の免許を受けようとする者は、第1項の免許申請書に、外国の建築士免許証の写しを添えなければならない。

(指定登録機関への書類の交付)

第20条 知事は、指定登録機関が二級建築士等登録事務を行う場合において、次の各号に掲げる届出又は報告書の提出を受けたときは、指定登録機関に対し、それぞれ当該各号に掲げる事項を記載した書類を交付するものとする。

(1)・(2) 略

(3) 第35条第1項の規定による報告書の提出
同条第2項の合格者一覧表に記載された事項

(学科の試験の免除)

第23条 学科の試験に合格した者については、その申請により、学科の試験に合格した二級建築士試験又は木造建築士試験に引き続いて行われる次の2回の二級建築士試験又は木造建築士試験に限り、学科の試験を免除する。

2 前項に規定する申請は、第25条第1項の規定による受験の申込みにあつては同項の受験申込書に、学科の試験に合格したことを証する書面を添付して、同条第2項の規定による受験の申込みにあつては同条第1項に規定する試験機関の定めるところにより行うものとする。

3 前2項に規定する学科の試験は、知事以外の都道府県知事が行った二級建築士試験及び木造建築士試験の学科の試験を含むものとする。

(受験申込手続)

第25条 二級建築士試験又は木造建築士試験(法第15条の6第1項の規定に基づき知事が指定する者(以下「指定試験機関」という。)が二級建築士試験及び木造建築士試験の実施に関する事務(以下「二級建築士等試験事務」という。)を行うものを除く。)を受けようとする者は、受験申込書に、次に掲げる書類(法第15条第1号に該当する者及び同条第3号に該当する者のうち同条第1号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると知事が認める者であつては、次の第1号及び第3号に掲げる書類)を添え、これを知事に提出しなければならない。

(1) 次に掲げるいずれかの書類

ア 法第15条第1号又は第2号に該当する者であつては、その各号に定める学校において、国土交通大臣の指定する建築に関する科目を修めて卒業したことを証する証明書(その証明書を得不らぬ正当な事由がある場合においては、これに代わる適当な書

イ 知事が別に定める法第15条第2号に該当する者の基準に適合する者にあつては、その基準に適合することを証するに足る書類
ウ ア及びイに掲げる者以外の者で、法第15条第2号に該当する者にあつては、二級建築士試験又は木造建築士試験の受験資格を有することを認定するに必要な資料となるべき書類

(2)・(3) 略

2 略

(二級建築士等試験事務の実施結果の報告)

第35条 略

2 前項の報告書には、合格者の受験番号、氏名及び生年月日を記載した合格者一覧表、第25条第2項の受験申込書並びに同条第1項に掲げる書類を添えなければならない。

3 報告書等(第1項の報告書及び前項の添付書類をいう。以下この項において同じ。)の提出については、当該報告書等が電磁的記録で形成されている場合には、次に掲げる電磁的方法をもって行うことができる。

(1) 略

(2) 磁気ディスク等をもって調製するファイルに情報を記録したものを知事に交付する方法

(規定の適用)

第44条 指定登録機関が二級建築士等登録事務を行う場合における第3条第1項及び第2項、第4条、第6条から第7条まで、第8条第5項並びに第9条の規定の適用については、これらの規定中「知事」とあるのは「指定登録機関」と、第3条第1項中「免許申請書(別記第1号様式)」とあるのは「免許申請書」と、「実務経歴書(別記第1号様式の2)」とあるのは「実務経歴書」と、「実務経歴証明書(別記第1号様式の3)」とあるのは、「実務経歴証明書」と、第4条第1項中「二級建築士免許証(別記第2号様式)又は木造建築士免許証(別記第2号様式の2)」とあるのは「二級建築士免許証明書又は木造建築士免許証明書」と、第6条第1項中「登録事項変更届(別記第3号様式)」とあるのは「登録事項変更届」と、第6条の2の見出し、同条第3項、第7条第2項及び第8条第5項中「免許証」とあるのは「免許証明書」と、第6条の2第1項中「免許証の書換え交付」とあるのは「免許証明書の書換え交付」と、同条第2項中「法第5条第3項の規定により免許証」とあるのは「法第10条の21第1項の規定により読み替えて適用される法第5条第3項の規定により免許証明書」と、「免許証書換交付申請書(別記第3号様式の2)」とあるのは「免許証明書書換交付申請書」と、第7条第1項中「免許証再交付申請書(別記第4号様式)」とあるのは「免許証明書再交付申請書」と、同条第3項中「免許証の再交付」とあるのは「免許証明書の再交付」と、第9条第1項中「免許を取り消した場合又は前条第3項の届出があった場合」とあるのは「知事が免許を取り消した場合又は第20条第1号の規定により第8条第4項の規定による届出に係る事項を記載した書類の交付を受けた場合」とする。

2 略

類)

イ 知事が別に定める法第15条第3号に該当する者の基準に適合する者にあつては、その基準に適合することを証するに足る書類
ウ ア及びイに掲げる者以外の者で、法第15条第3号に該当する者にあつては、二級建築士試験又は木造建築士試験の受験資格を有することを認定するに必要な資料となるべき書類

(2)・(3) 略

2 略

(二級建築士等試験事務の実施結果の報告)

第35条 略

2 前項の報告書には、合格者の受験番号、氏名及び生年月日を記載した合格者一覧表を添えなければならない。

3 報告書等(第1項の報告書及び前項の合格者一覧表をいう。以下この項において同じ。)の提出については、当該報告書等が電磁的記録で形成されている場合には、次に掲げる電磁的方法をもって行う。

(1) 略

(2) 磁気ディスク等をもって調整するファイルに情報を記録したものを知事に交付する方法

(規定の適用)

第44条 指定登録機関が二級建築士等登録事務を行う場合における第3条第1項、第4条、第6条から第7条まで、第8条第5項及び第9条の規定の適用については、これらの規定中「知事」とあるのは「指定登録機関」と、第3条第1項中「免許申請書(別記第1号様式)」とあるのは「免許申請書」と、第4条第1項中「二級建築士免許証(別記第2号様式)又は木造建築士免許証(別記第2号様式の2)」とあるのは「二級建築士免許証明書又は木造建築士免許証明書」と、第6条第1項中「登録事項変更届(別記第3号様式)」とあるのは「登録事項変更届」と、第6条の2の見出し、同条第3項、第7条第2項及び第8条第5項中「免許証」とあるのは「免許証明書」と、第6条の2第1項中「免許証の書換え交付」とあるのは「免許証明書の書換え交付」と、同条第2項中「法第5条第3項の規定により免許証」とあるのは「法第10条の21第1項の規定により読み替えて適用される法第5条第3項の規定により免許証明書」と、「免許証書換交付申請書(別記第3号様式の2)」とあるのは「免許証明書書換交付申請書」と、第7条第1項中「免許証再交付申請書(別記第4号様式)」とあるのは「免許証明書再交付申請書」と、同条第3項中「免許証の再交付」とあるのは「免許証明書の再交付」と、第9条第1項中「免許を取り消した場合又は前条第3項の届出があった場合」とあるのは「知事が免許を取り消した場合又は第20条第1号の規定により第8条第4項の規定による届出に係る事項を記載した書類の交付を受けた場合」とする。

2 略

別記第1号様式を次のように改める。

別記第1号様式(第3条関係)

(表面)

二級
木造 建築士免許申請書

※受付印

[記入注意] 数字は、算用数字を用い、※欄は記入せず、□のある欄は該当する□の中にレ印を付けてください。二級又は木造のいずれかを消してください。

※受付番号

二級
私は、木造 建築士の免許を受けたいので、本籍の記載のある住民票の写しを添え、申請します。
私は、下記事項が真実で、かつ正確であることを誓います。

年 月 日

和歌山県知事 様

氏名-----
(自 署)

ふりがな 氏名		生年月日	年 月 日生	写真 1 縦4.5cm、横3.5cmの写真の裏面に氏名及び撮影年月日を記入してのりで貼り付けてください。 2 貼付した写真は免許証に転写されます。
本籍		性別	男□ 女□	
現住所	〒	電話		
試験	二級 木造 建築士の試験に合格した時期		年	
	合格証書日付	年 月 日	合格証書番号	第 号
登録申請区分	1 学歴□ 2 学歴+実務□ 3 実務□ 4 建築士法第4条第5項□			
入請1 する学歴 場合によ り記申	学校名	学部名・学科名	入学・卒業(修了)年月	
			年 月入学	年 月卒業(修了)
			年 月入学	年 月卒業(修了)
記す務2 入るに学 場合よ学 合り歴の 申+実請	学校名	学部名・学科名	入学・卒業(修了) 年月	建築実務経験期間の 合計
			年 月入学 年 月卒業(修了)	年 月
合り3 の申請実 務入るに 場よ	建築実務経験期間の合計			
	年 月			
のり44 み申第建 記請5築 入す項士 る場法第 合よ第	免許名称	免許者名	免許の年月日	資格認定書の年月日
			年 月 日	年 月 日

(裏面)

欠 格 事 由	1 禁錮以上の刑に処せられたことがありますか。 □ある □ない あるときはその罪及び刑 _____ あるときはその刑の執行を終わり、又は執行を受けることがな くなった日 年 月 日			
	2 建築士法の規定に違反して、又は建築物の建築に関し罪を犯して罰 金の刑に処せられたことがありますか。 □ある □ない あるときはその罪及び刑 _____ あるときはその刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくな った日 年 月 日			
	3 建築士法第 9 条第 1 項第 4 号又は第 10 条第 1 項の規定により一級 建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を取り消されたことがあり ますか。 □ある □ない あるときは、その日 年 月 日			
	4 建築士法第 10 条第 1 項の規定による業務の停止の処分を受け、 その停止の期間中に建築士法第 9 条第 1 項第 1 号の規定により一級 建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を取り消されたことがあり ますか。 □ある □ない 業務の停止の処分を受けたことがあるときは、その停止の期間 年 月 日から 年 月 日まで			
	5 精神の機能の障害により二級建築士又は木造建築士の業務を適正に 行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことが できない状態ですか。 □はい □いいえ			
※登録番号	※登録年月日	年 月 日	※登録確認
収入証紙 貼付欄				

別記第1号様式の次に次の2様式を加える。

別記第1号様式の2（第3条関係）

（表面）

実務経歴書

〔記入注意〕 この実務経歴書は勤務先（自営業を含む。）毎に作成し、今までの建築に関する実務の経歴について登録に必要な業務内容を年代順に記入してください。なお、記載内容の記入不備や疑義が生じた場合、再提出や追加書類の提出を求めることになり、登録が遅れる場合があります。また、虚偽の実務経歴を記載した場合、建築士法上の措置や登録が認められない場合もあります。二級又は木造のいずれかを消してください。

※受付印
※受付番号

二級
私は、木造 建築士の免許を受けたいので、建築実務の経歴を下記のとおり記載し、併せて第三者がこの実務経歴書の内容が事実と相違しないことを確認したことを証する実務経歴証明書を提出します。

私は、下記事項が真実で、かつ正確であることを誓います。

年 月 日

氏名-----（自 署）-----

和歌山県知事 様

勤務先等

勤務先（部課名まで）	所在地（番地まで）	在職期間の合計	
		年月～年月	年月数
		年 月～ 年 月	年 月

在職期間	地位職名	建築実務の内容（建築士法施行規則第1条の2）

建築実務の詳細			建築実務経験期間の合計	
			年 月	
(1)	対象物件の名称等	対象物件の所在地	建築実務経験期間	
			年月～年月	年月数
			年 月～ 年 月	年 月
実務経験の対象となる業務の内容（できるだけ具体的に 用途・構造・規模・担当業務 等）				
(2)	対象物件の名称等	対象物件の所在地	建築実務経験期間	
			年月～年月	年月数
			年 月～ 年 月	年 月
実務経験の対象となる業務の内容（できるだけ具体的に 用途・構造・規模・担当業務 等）				
(3)	対象物件の名称等	対象物件の所在地	建築実務経験期間	
			年月～年月	年月数
			年 月～ 年 月	年 月
実務経験の対象となる業務の内容（できるだけ具体的に 用途・構造・規模・担当業務 等）				

(裏面)

建築実務の詳細			
(4)	対象物件の名称等	対象物件の所在地	建築実務経験期間
			年月～年月 年月数
			年 月～ 年 月 年 月
	実務経験の対象となる業務の内容 (できるだけ具体的に 用途・構造・規模・担当業務 等)		
(5)	対象物件の名称等	対象物件の所在地	建築実務経験期間
			年月～年月 年月数
			年 月～ 年 月 年 月
	実務経験の対象となる業務の内容 (できるだけ具体的に 用途・構造・規模・担当業務 等)		
(6)	対象物件の名称等	対象物件の所在地	建築実務経験期間
			年月～年月 年月数
			年 月～ 年 月 年 月
	実務経験の対象となる業務の内容 (できるだけ具体的に 用途・構造・規模・担当業務 等)		
(7)	対象物件の名称等	対象物件の所在地	建築実務経験期間
			年月～年月 年月数
			年 月～ 年 月 年 月
	実務経験の対象となる業務の内容 (できるだけ具体的に 用途・構造・規模・担当業務 等)		
(8)	対象物件の名称等	対象物件の所在地	建築実務経験期間
			年月～年月 年月数
			年 月～ 年 月 年 月
	実務経験の対象となる業務の内容 (できるだけ具体的に 用途・構造・規模・担当業務 等)		
(9)	対象物件の名称等	対象物件の所在地	建築実務経験期間
			年月～年月 年月数
			年 月～ 年 月 年 月
	実務経験の対象となる業務の内容 (できるだけ具体的に 用途・構造・規模・担当業務 等)		

別記第1号様式の3(第3条関係)

実務経歴証明書

年 月 日

和歌山県知事 様

証明者 印

住所・所在地

電話番号

免許申請者との関係

下記の者が申請した二級木造建築士免許申請書に添付された実務経歴書は、事実と相違しないことを証明します。

記

1. 免許申請者氏名

2. 建築実務経験

建築実務経験期間の合計： 年 月

建築実務の内容：

備考

- 1 この実務経歴証明書は、実務経歴書毎に作成すること。
- 2 使用者その他これに準ずる者が実務経歴書の内容が真実と相違しないことを確認したことを証明すること。
- 3 虚偽の証明を行った場合、証明者は、建築士法上の処分や告発の対象となり得ます。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和2年3月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の前に行われた二級建築士試験又は木造建築士試験（次項において「二級建築士試験等」という。）に合格した者に対するこの規則による改正前の建築士法施行細則第3条第1項の規定の適用については、なお従前の例による。

3 この規則の施行の前に行われた直近2回の二級建築士試験等のうちいずれかの二級建築士試験等の学科試験に合格した者に対するこの規則による改正後の建築士法施行細則第23条の規定の適用については、なお従前の例による。

公安委員会規則

和歌山県公安委員会規則第2号

和歌山県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年2月28日

和歌山県公安委員会委員長 中野 幸生

和歌山県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

和歌山県道路交通法施行細則（昭和47年和歌山県公安委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第2（第10条の2関係）		別表第2（第10条の2関係）	
路線名	区間	路線名	区間
略		略	
一般国道42号	田辺市稲成町字下組2948番6から田辺市芳養松原二丁目1479番1まで	一般国道42号	田辺市稲成町字下組2948番6から田辺市芳養松原二丁目1479番1まで
一般国道370号	海南市名高字中須賀503番3地先から海南市幡川字藤原200番4地先まで		
略		略	
主要地方道 和歌山打田線	略	主要地方道 和歌山打田線	略
主要地方道 泉佐野岩出線	岩出市根来字洞尾1628番2地先から岩出市中迫字塚本169番3地先まで		
主要地方道 海南金屋線	海南市大野中字下八反田703番6地先から海南市幡川字藤原187番17地先まで		
略		略	
市道南側道名 古曾線	略	市道南側道名 古曾線	略
市道築地1号 線	海南市日方1533番地先から海南市名高507番4地先まで		
一号臨港道路	和歌山市湊字青岸坪1418番1		

	地先から和歌山市西浜字下川向ノ坪1665番地先まで
二号臨港道路	和歌山市西浜字中川向ノ坪1660番1地内から和歌山市雑賀崎字永尾西原475番1及び460番地内まで
三号臨港道路	和歌山市湊字藁種畑坪1334番51地先から和歌山市西浜字中川向ノ坪1660番401地先まで
六号臨港道路	和歌山市西浜字中川向ノ坪1660番221地先から和歌山市西浜字中川向ノ坪1660番347地先まで
七号臨港道路	和歌山市西浜字中川向ノ坪1660番118地先から和歌山市西浜字中川向ノ坪1660番656地先まで
八号臨港道路	和歌山市西浜字中川向ノ坪1660番409地先から和歌山市西浜字中川向ノ坪1660番410地先まで
西浜幹線1号道路	和歌山市西浜字中川向ノ坪1660番627地先から和歌山市西浜字中川向ノ坪1660番621地先まで
西浜5号道路	和歌山市西浜字中川向ノ坪1660番622地先から和歌山市西浜字中川向ノ坪1660番622地先まで
西浜6号道路	和歌山市西浜字中川向ノ坪1660番681地先から和歌山市西浜字中川向ノ坪1660番696地先まで
西浜12号道路	和歌山市西浜字中川向ノ坪1660番693地先から和歌山市西浜字中川向ノ坪1660番200地先まで
西浜工業団地支線11号道路	和歌山市西浜字中川向ノ坪1660番690地先から和歌山市西浜字中川向ノ坪1660番710地先まで
楡形臨港道路	和歌山市西浜字中川向ノ坪1660番156地先から和歌山市西浜字中川向ノ坪1660番352地先まで
楡形臨港道路	和歌山市西浜字中川向ノ坪1660番181地先から和歌山市西浜字中川向ノ坪1660番350地先まで
楡形臨港道路	和歌山市西浜字中川向ノ坪1660番220地先から和歌山市西浜字中川向ノ坪1660番348地先まで
雑賀崎1号道路	和歌山市雑賀崎字永尾西原475番1及び460番地内から和

	歌山市雑賀崎字泊り新開2022番地先まで
雑賀崎3号道路	和歌山市雑賀崎字泊り新開2017番2地先から和歌山市雑賀崎字泊り新開2017番21地先まで
雑賀崎4号道路	和歌山市雑賀崎字泊り新開2017番14地先から和歌山市雑賀崎字泊り新開2021番8地先まで
雑賀崎5号道路	和歌山市雑賀崎字泊り新開2017番21地先から和歌山市雑賀崎字泊り新開2021番6地先まで
雑賀崎6号道路	和歌山市雑賀崎字泊り新開2017番2地先から和歌山市雑賀崎字泊り新開2017番9地先まで
雑賀崎7号道路	和歌山市雑賀崎字泊り新開2017番19地先から和歌山市雑賀崎字泊り新開2017番33地先まで
雑賀崎8号道路	和歌山市雑賀崎字泊り新開2021番12地先から和歌山市雑賀崎字泊り新開2021番2地先まで
外貿臨港道路	和歌山市湊字薬種畑坪1334番28地内から和歌山市西浜字中川向ノ坪1662番地内まで
外貿臨港道路	和歌山市西浜字中川向ノ坪1662番地内から和歌山市西浜字中川向ノ坪1660番711地先まで
外貿臨港道路	和歌山市湊字薬種畑坪1334番64地内から和歌山市西浜字中川向ノ坪1662番地内まで

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

告 示

和歌山県告示第275号

和歌山県青少年健全育成条例（昭和53年和歌山県条例第36号）第13条第1項の規定により、有害図書等として、次のものを令和2年2月19日指定した。

令和2年2月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

種 別	図 書 等 名	コード番号	発 行 所 名
雑 誌	実話BUNKA超タブー 3月号	05159-03	コアマガジン
雑 誌	アサ芸Secret! Vol.62	20018-3/13	徳間書店

雑誌	女性芸能人 超タブー黒歴史SP	17844-3	マイウェイ出版
雑誌	実話ナックルズ 3月号	04877-3	大洋図書
コミック誌	劇画ローレンス 3月号	18387-3	スコラマガジン
雑誌	実録JOKER 3月号	08019-03	ダイアプレス
コミック	赤い花	ISBN978-4-8149-1943-7	ゴマブックス
コミック	まんが2020年業界最初の悪特盛	53455-89	コアマガジン
雑誌	EXMAX!DELUXE 2020早春号	69491-18	楽楽出版
雑誌	実話ナックルズウルトラ Vol.6	68542-12	大洋図書
コミック	まんが日本の殺人鬼たち 人間離れた狂人ども	53455-85	コアマガジン
コミック	まんが日本の裏職業大辞典	53455-86	コアマガジン

指定理由

著しく性的感情を刺激し、著しく粗暴性若しくは残忍性を助長し、又は犯罪若しくは自殺を誘発し、若しくは著しくこれを助長する等青少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

和歌山県告示第276号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、県営ため池等整備事業別院奥観音池地区につき土地改良事業計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、この旨を公告し、当該土地改良事業変更計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画の変更について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に和歌山県知事に審査請求をすることができる。

また、この土地改良事業計画の変更については、上記の審査請求のほか、この土地改良事業計画が変更されたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、和歌山県を被告（和歌山県知事が被告の代表者となる。）として、この土地改良事業計画の変更の取消しの訴えを提起することができる。ただし、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に審査請求をした場合には、この土地改良事業計画の変更の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

なお、この土地改良事業計画が変更されたことを知った日又は当該審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この土地改良事業計画が変更された日又は当該審査請求に対する判決があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、この土地改良事業計画の変更の取消しの訴えを提起することができなくなる。

令和2年2月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 縦覧に供する書類

県営ため池等整備事業別院奥観音池地区の変更計画書の写し

2 縦覧期間

令和2年3月2日から同年3月30日まで

3 縦覧場所

和歌山県農林水産部農林水産政策局農業農村整備課、海草振興局農林水産振興部農地課及び海南市まちづくり部建設課

和歌山県告示第277号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和2年2月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 有田郡有田川町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び有田振興局農林水産振興部林務課並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第278号

漁業法（昭和24年法律第267号）第129条第3項の規定により、令和2年2月18日付けで次のとおり第五種共同漁業権に係る遊漁規則の変更を認可した。

なお、当該認可に係る内容は、省略し、和歌山県農林水産部水産局資源管理課に備え置いて、告示の日から令和2年3月27日まで縦覧に供する。

令和2年2月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

漁業権者		漁業権の 免許番号	変更後の遊魚 規則の施行の日
名称	住所		
紀ノ川漁業協同組合	和歌山県紀の川市桃山町市場547番地4	和内共第2号	令和2年2月18日
玉川漁業協同組合	和歌山県伊都郡九度山町大字河根145番地の5	和内共第4号	令和2年2月18日
日置川漁業協同組合	和歌山県西牟婁郡白浜町安居13番地	和内共第20号	令和2年2月18日

和歌山県告示第279号

和歌山県和歌山市毛見の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和2年2月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県和歌山市
- 2 調査を行った時期
平成28年4月1日から平成30年3月19日まで
- 3 成果の名称
和歌山県和歌山市毛見の一部地区の地籍図及び地籍簿

- 4 調査を行った地域
和歌山県和歌山市毛見の一部地区
- 5 認証年月日
令和2年2月17日

和歌山県告示第280号

和歌山県新宮市梅木の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和2年2月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県新宮市
- 2 調査を行った時期
平成27年4月20日から平成29年3月29日まで
- 3 成果の名称
和歌山県新宮市梅木の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県新宮市梅木の一部地区
- 5 認証年月日
令和2年2月17日

和歌山県告示第281号

和歌山県新宮市広角の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和2年2月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県新宮市
- 2 調査を行った時期
平成28年4月22日から平成30年3月26日まで
- 3 成果の名称
和歌山県新宮市広角の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県新宮市広角の一部地区
- 5 認証年月日
令和2年2月17日

和歌山県告示第282号

和歌山県新宮市熊野川町赤木の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和2年2月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県新宮市

- 2 調査を行った時期
平成28年4月22日から平成30年3月28日まで
- 3 成果の名称
和歌山県新宮市熊野川町赤木の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県新宮市熊野川町赤木の一部地区
- 5 認証年月日
令和2年2月17日

和歌山県告示第283号

和歌山県日高郡日高川町大字江川の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したもので同条第4項の規定により公告する。

令和2年2月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県日高郡日高川町
- 2 調査を行った時期
平成29年4月1日から平成31年1月28日まで
- 3 成果の名称
和歌山県日高郡日高川町大字江川の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県日高郡日高川町大字江川の一部地区
- 5 認証年月日
令和2年2月17日

和歌山県告示第284号

和歌山県日高郡印南町大字榎川の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したもので同条第4項の規定により公告する。

令和2年2月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県日高郡印南町
- 2 調査を行った時期
平成29年4月17日から平成31年3月20日まで
- 3 成果の名称
和歌山県日高郡印南町大字榎川の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県日高郡印南町大字榎川の一部地区
- 5 認証年月日
令和2年2月17日

和歌山県告示第285号

和歌山県日高郡印南町大字西ノ地の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したもので同条第4項の規定により公告する。

令和2年2月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県日高郡印南町
- 2 調査を行った時期
平成29年4月17日から平成31年3月19日まで
- 3 成果の名称
和歌山県日高郡印南町大字西ノ地の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県日高郡印南町大字西ノ地の一部地区
- 5 認証年月日
令和2年2月17日

和歌山県告示第286号

和歌山県日高郡印南町大字羽六の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和2年2月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県日高郡印南町
- 2 調査を行った時期
平成29年4月17日から平成31年3月19日まで
- 3 成果の名称
和歌山県日高郡印南町大字羽六の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県日高郡印南町大字羽六の一部地区
- 5 認証年月日
令和2年2月17日

和歌山県告示第287号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第3号の規定に基づき、道路の構造の保全及び交通の危険の防止上支障がないと認める道路を次のとおり指定する。

令和2年2月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定する道路の路線名及び区間

路 線 名	区 間
一般国道370号	海南市名高字中須賀503番3地先から海南市幡川字藤原200番4地先まで
主要地方道 海南金屋線	海南市大野中宇下八反田703番6地先から海南市幡川字藤原187番17地先まで
主要地方道 泉佐野岩出線	岩出市根来字洞尾1628番2地先から岩出市中迫字塚本169番3地先まで

- 2 指定する期日
令和2年4月1日

和歌山県告示第288号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和2年2月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 すさみ古座線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
西牟婁郡すさみ町周参見字上戸川南側5192番15地先から同町周参見字上戸川北側5162番1地先まで	旧	3.60 } 58.06	1,396.00	
同上	新	9.90 } 58.06	1,300.82	

和歌山県告示第289号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和2年2月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 すさみ古座線

供用開始の区間 西牟婁郡すさみ町周参見字持越174番4地先から同町周参見字上戸川北側5162番1地先まで

供用開始の期日 令和2年2月28日

和歌山県告示第290号

建築士法（昭和25年法律第202号）第15条第2号に規定する同条第1号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認める者を次のように定め、令和2年3月1日から施行する。

なお、平成20年和歌山県告示第1486号（建築士法第15条第3号の規定による同条第1号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有する者）は、令和2年2月29日限り廃止する。

令和2年2月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 次の表のア欄に掲げる学校において、イ欄に掲げる科目を修めて卒業した後、ウ欄に掲げる年数以上の実務経験（建築士法第4条第2項第1号に規定する建築実務をいう。以下同じ。）の経験を有する者

ア	イ	ウ

防衛省設置法（昭和29年法律第164号）による防衛 大学校、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64 号）による職業能力開発総合大学校、職業能力開 発大学校又は職業能力開発短期大学校	令和元年国土交通省告示第753号（以下「告示第75 3号」という。）の第1第1号又は第2号に規定する 科目（以下「指定科目」という。）	0年
学校教育法（昭和22年法律第26号）による高等学 校又は中等教育学校	指定科目（告示第753号第1各号中「20単位」とあ るのは「15単位」と読み替えるものとする。）	1年

（注）イ欄に掲げる科目の単位の計算方法は、防衛省設置法による防衛大学校又は職業能力開発促進法による職業能力開発総合大学校若しくは職業能力開発大学校にあっては大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）の規定の趣旨に準じて行うものとし、同法による職業能力開発短期大学校にあっては短期大学設置基準（昭和50年文部省令第21号）の規定の趣旨に準じて行うものとし、学校教育法による高等学校又は中等教育学校にあっては高等学校学習指導要領（平成11年文部省告示第58号）の規定の例によるものとする。

2 次の表のア欄に掲げる学校を卒業したことを入学資格とする学校教育法による専修学校又は各種学校において、修業年限がイ欄に掲げる年数以上で、ウ欄に掲げる科目を修めて卒業した後、それぞれの区分に応じ、エ欄に掲げる年数以上の建築実務の経験を有する者

ア	イ	ウ	エ
学校教育法による高等学校若しくは中等 教育学校又は旧中等学校令（昭和18年勅 令第36号）による中等学校	1年	指定科目	0年
学校教育法による中学校又は義務教育学 校	2年	指定科目（告示第753号第1各号中「20単位」とあ るのは「15単位」と読み替えるものとする。）	1年
	1年	指定科目（告示第753号第1各号中「20単位」とあ るのは「10単位」と読み替えるものとする。）	2年

（注）ウ欄に掲げる科目の単位の計算方法は、学校教育法による専修学校にあっては専修学校設置基準（昭和51年文部省令第2号）の規定の例によるものとし、同法による各種学校にあっては専修学校設置基準の規定の趣旨に準じて行うものとする。

3 次の表のア欄に掲げる学校を卒業した後、さらに職業能力開発促進法による職業能力開発校、職業能力開発促進センター、障害者職業能力開発校又は認定職業訓練において、修業年限がイ欄に掲げる年数以上で、ウ欄に掲げる科目を修めて卒業した後、それぞれの区分に応じ、エ欄に掲げる年数以上の建築実務の経験を有する者

ア	イ	ウ	エ
学校教育法による高等学校若しくは中等 教育学校又は旧中等学校令による中等学 校	1年	指定科目	0年
学校教育法による中学校又は義務教育学 校	3年	指定科目	0年
	2年	指定科目（告示第753号第1各号中「20単位」とあ るのは「15単位」と読み替えるものとする。）	1年
	1年	指定科目（告示第753号第1各号中「20単位」とあ るのは「10単位」と読み替えるものとする。）	2年

（注）ウ欄に掲げる科目の単位の計算方法は、専修学校設置基準の規定の趣旨に準じて行うものとする。

4 建築士法第2条第5項に規定する建築設備士

5 前各号に掲げる者のほか知事が建築士法第15条第1号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められた者

建築士法（昭和25年法律第202号）第4条第4項第3号に規定する同項第1号又は第2号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認める者を次のように定め、令和2年3月1日から施行する。

令和2年2月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 次の表のア欄に掲げる学校において、イ欄に掲げる科目を修めて卒業（学校教育法（昭和22年法律第26号）による専門職大学の前期課程にあつては修了）した後、ウ欄に掲げる年数以上の建築実務（建築士法第4条第2項第1号に規定する建築実務をいう。以下同じ。）の経験を有する者

ア	イ	ウ
学校教育法による大学又は高等専門学校	令和元年国土交通省告示第749号（以下「告示第749号」という。）の第1第1号又は第2号に規定する科目（以下「告示第749号指定科目」という。）（同告示第1各号中「40単位」とあるのは「30単位」と読み替えるものとする。）	1年
	令和元年国土交通省告示第750号（以下「告示第750号」という。）の第1第1号又は第2号に規定する科目（以下「告示第750号指定科目」という。）	2年
防衛省設置法（昭和29年法律第164号）による防衛大学校、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）による職業能力開発総合大学校、職業能力開発大学校又は職業能力開発短期大学校	告示第749号指定科目	0年
	告示第749号指定科目（告示第749号第1各号中「40単位」とあるのは「30単位」と読み替えるものとする。）	1年
	告示第750号指定科目	2年
学校教育法による高等学校又は中等教育学校	告示第750号指定科目（告示第750号第1各号中「20単位」とあるのは「15単位」と読み替えるものとする。）	3年

（注）イ欄に掲げる科目の単位の計算方法は、学校教育法による大学（短期大学を除く。）にあつては大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）又は専門職大学設置基準（平成29年文部科学省令第33号）の規定の例によるものとし、同法による短期大学にあつては短期大学設置基準（昭和50年文部省令第21号）又は専門職短期大学設置基準（平成29年文部科学省令第34号）の規定の例によるものとし、同法による高等専門学校にあつては高等専門学校設置基準（昭和36年文部省令第23号）の規定の例によるものとし、防衛省設置法による防衛大学校又は職業能力開発促進法による職業能力開発総合大学校若しくは職業能力開発大学校にあつては大学設置基準の規定の趣旨に準じて行うものとし、同法による職業能力開発短期大学校にあつては短期大学設置基準の規定の趣旨に準じて行うものとし、学校教育法による高等学校又は中等教育学校にあつては高等学校学習指導要領（平成11年文部省告示第58号）の規定の例によるものとする。

2 次の表のア欄に掲げる学校を卒業したことを入学資格とする学校教育法による専修学校又は各種学校において、修業年限がイ欄に掲げる年数以上で、ウ欄に掲げる科目を修めて卒業した後、それぞれの区分に応じ、エ欄に掲げる年数以上の建築実務の経験を有する者

ア	イ	ウ	エ
学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校	2年	告示第749号指定科目	0年
		告示第749号指定科目（告示第749号第1各号中「40単位」とあるのは「30単位」と読み替えるものとする。）	1年
	1年	告示第750号指定科目	2年
学校教育法による中学校又は義務教育学校	2年	告示第750号指定科目（告示第750号第1各号中「20単位」とあるのは「15単位」と読み替えるものとする。）	3年

	1年	告示第750号指定科目(告示第750号第1各号中「20単位」とあるのは「10単位」と読み替えるものとする。)	4年
--	----	--	----

(注) ウ欄に掲げる科目の単位の計算方法は、学校教育法による専修学校にあっては専修学校設置基準(昭和51年文部省令第2号)の規定の例によるものとし、同法による各種学校にあっては専修学校設置基準の規定の趣旨に準じて行うものとする。

3 次の表のア欄に掲げる学校を卒業した後、さらに職業能力開発促進法による職業能力開発校、職業能力開発促進センター、障害者職業能力開発校又は認定職業訓練において、修業年限がイ欄に掲げる年数以上で、ウ欄に掲げる科目を修めて卒業した後、それぞれの区分に応じ、エ欄に掲げる年数以上の建築実務の経験を有する者

ア	イ	ウ	エ
学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令による中等学校	3年	告示第749号指定科目(告示第749号第1各号中「40単位」とあるのは「30単位」と読み替えるものとする。)	1年
	1年	告示第750号指定科目	2年
学校教育法による中学校又は義務教育学校	3年	告示第750号指定科目	2年
	2年	告示第750号指定科目(告示第750号第1各号中「20単位」とあるのは「15単位」と読み替えるものとする。)	3年
	1年	告示第750号指定科目(告示第750号第1各号中「20単位」とあるのは「10単位」と読み替えるものとする。)	4年

(注) ウ欄に掲げる科目の単位の計算方法は、専修学校設置基準の規定の趣旨に準じて行うものとする。

4 建築士法第2条第5項に規定する建築設備士

5 前各号に掲げる者のほか知事が建築士法第4条第4項第1号及び第2号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めたる者

和歌山県告示第292号

公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第2条第1項の規定により、次のとおり公有水面の埋立てを免許した。

令和2年2月28日

和歌山下津港港湾管理者和歌山県
代表者 和歌山県知事 仁坂吉伸

1 埋立免許出願人

- (1) 所在地 和歌山県和歌山市小松原通一丁目1番地
- (2) 名称 和歌山県
- (3) 代表者住所 和歌山県和歌山市東高松四丁目6番7号
- (4) 代表者氏名 和歌山県知事 仁坂吉伸

2 埋立区域

- (1) 位置
和歌山県和歌山市西浜字中川向ノ坪1660番1の地先公有水面
- (2) 区域
次の各地点のうち、1の地点から6の地点までを順次に直線で結んだ線及び6の地点と1の地点を結ぶ線により囲まれた区域

基点(国土地理院「和歌山下津港」四等三角点、和歌山県和歌山市西浜字中川向ヒノ坪1660番地489)

北緯 34度12分32.4690秒

東経 135度08分29.6800秒

1の地点 基点から146度15分13秒 1,396.88mの地点

2の地点 1の地点から90度41分56秒 0.71mの地点

3の地点 2の地点から180度41分43秒 216.02mの地点

4の地点 3の地点から90度42分04秒 0.03mの地点

5の地点 4の地点から180度41分55秒 120.34mの地点

6の地点 5の地点から270度42分26秒 0.74mの地点

(3) 面積

241.90㎡

3 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位置

和歌山県和歌山市西浜字中川向ノ坪1660番1及び1660番462並びに1660番1地先公有水面

(2) 区域

次の各地点のうち、イの地点からニの地点までを順次に直線で結んだ線及びニの地点とイの地点とを結んだ線により囲まれた区域

基点(国土地理院「和歌山下津港」四等三角点、和歌山県和歌山市西浜字中川向ヒノ坪1660番地489)

北緯 34度12分32.4690秒

東経 135度08分29.6800秒

イの地点 基点から150度03分11秒 1,368.35mの地点

ロの地点 イの地点から90度41分55秒 68.46mの地点

ハの地点 ロの地点から180度10分56秒 372.49mの地点

ニの地点 ハの地点から270度00分13秒 71.60mの地点

(3) 面積

26,106.32㎡

4 埋立地の用途

ふ頭用地

5 公有水面埋立免許年月日

令和2年2月18日

和歌山県告示第293号

公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第2条第1項の規定により、次のとおり公有水面の埋立てを免許した。

令和2年2月28日

和歌山下津港港湾管理者和歌山県

代表者 和歌山県知事 仁坂吉伸

1 埋立免許出願人

(1) 所在地 和歌山県和歌山市小松原通一丁目1番地

(2) 名称 和歌山県

(3) 代表者住所 和歌山県和歌山市東高松四丁目6番7号

(4) 代表者氏名 和歌山県知事 仁坂吉伸

2 埋立区域

(1) 位置

和歌山県和歌山市湊字青岸坪1337番及び1337番1の地先公有水面

(2) 区域

次の各地点のうち、1の地点から15の地点までを順次に直線で結んだ線及び15の地点と1の地点を結ぶ線により囲まれた区域

基点（国土地理院「和歌山下津港」四等三角点、和歌山県和歌山市西浜字中川向ヒノ坪1660番地489)

北緯 34度12分32.4690秒

東経 135度08分29.6800秒

1の地点 基点から19度31分48秒 1,620.33mの地点

2の地点 1の地点から344度23分44秒 3.58mの地点

3の地点 2の地点から73度33分29秒 4.02mの地点

4の地点 3の地点から160度59分15秒 0.64mの地点

5の地点 4の地点から80度38分05秒 11.87mの地点

6の地点 5の地点から72度36分28秒 93.61mの地点

7の地点 6の地点から72度00分53秒 21.58mの地点

8の地点 7の地点から72度32分40秒 68.91mの地点

9の地点 8の地点から162度30分22秒 1.21mの地点

10の地点 9の地点から252度30分03秒 0.50mの地点

11の地点 10の地点から342度30分28秒 0.50mの地点

12の地点 11の地点から252度30分03秒 68.40mの地点

13の地点 12の地点から252度01分19秒 21.58mの地点

14の地点 13の地点から252度36分53秒 108.97mの地点

15の地点 14の地点から162度29分00秒 0.50mの地点

(3) 面積

160.92m²

3 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位置

和歌山県和歌山市湊字青岸坪1337番及び1337番1の地内並びに1337番及び1337番1地先公有水面

(2) 区域

次の各地点のうち、イの地点からへの地点までを順次に直線で結んだ線及びへの地点とイの地点とを結んだ線により囲まれた区域

基点（国土地理院「和歌山下津港」四等三角点、和歌山県和歌山市西浜字中川向ヒノ坪1660番地489)

北緯 34度12分32.4690秒

東経 135度08分29.6800秒

イの地点 基点から19度48分11秒 1,601.93mの地点

ロの地点 イの地点から342度36分03秒 68.88mの地点

ハの地点 ロの地点から72度12分10秒 223.82mの地点

ニの地点 ハの地点から162度32分56秒 19.21mの地点

ホの地点 ニの地点から167度45分28秒 30.89mの地点

への地点 ホの地点から179度12分07秒 20.89mの地点

(3) 面積

15,374.99㎡

4 埋立地の用途

ふ頭用地

5 公有水面埋立免許年月日

令和2年2月18日

和歌山県告示第294号

平成15年和歌山県告示第428号（指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関等の名称及び事務取扱店舗等）の一部を次のように改正し、令和2年4月1日から施行する。

令和2年2月28日

和歌山県知事 仁坂吉伸

3 収納代理金融機関の表中

株式会社商工組合中央金庫	日本国内で業務を営む全ての店舗（代理店を除く。）	を
きのくに信用金庫	同上	
きのくに信用金庫	日本国内で業務を営む全ての店舗（代理店を除く。）	に改める。

選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第7号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和2年2月28日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小濱孝夫

政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
自由民主党和歌山県ちんたい支部	上野山豊誠	主たる事務所の所在地	岩出市備前46-1	和歌山市吉田571	令和2.1.24
		代表者	上野山豊誠	山下忠文	令和2.1.24
		会計責任者	三木和行	片岸里佳	令和2.1.24

その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
世耕弘成吉備後援会	生駒雅昭	代表者	生駒雅昭	西谷宏孝	令和2.1.1
わきぐちひろし（脇口廣司）後援会	脇口恵	主たる事務所の所在地	東牟婁郡那智勝浦町天満338-9	東牟婁郡那智勝浦町朝日2丁目162番地	令和2.1.14

中西としあき後援会	宮井康雄	会計責任者	中西康貴	石井省吾	令和 2.1.25
仁坂吉伸美浜町後援会	藪内美和子	主たる事務所の所在地	日高郡美浜町濱ノ瀬94番地	日高郡美浜町三尾110番地	令和 2.2.1
		代表者	藪内美和子	森下誠史	令和 2.2.1
		会計責任者	谷重幸	笠野和男	令和 2.2.1
みやじ雅仁後援会	中道哲也	会計責任者	宮路可愛	宮川可愛	令和 元.8.7

和歌山県選挙管理委員会告示第8号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項第1号の規定による資金管理団体の指定の取消し及び同項第2号の規定による資金管理団体でなくなった旨の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和2年2月28日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

法第19条第3項第1号による届出

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	取消年月日
山本直治	山本直治後援会	令和 元.12.31

和歌山県選挙管理委員会告示第9号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和2年2月28日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
山本直治後援会	山本直治	令和 元.12.31
まんが幸雄後援会	田中克彦	令和 元.9.30
中前かずのり後援会	林積司	令和 元.12.28
雑賀光夫後援会	幡川文彦	令和 2.1.29

和歌山県選挙管理委員会告示第10号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による政治団体の設立の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和2年2月28日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

その他の政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
小西のりたみ後援会	上山哲子	上田哲郎	有田市初島町里2196-2	令和元. 8. 1
矢本和久後援会	松浦米次	矢本さとみ	東牟婁郡古座川町池野山419番地	令和2. 1. 24
丸山則枝後援会	朝間諭	丸山則枝	日高郡印南町印南4485-5	令和2. 1. 28
橋本なおみ後援会	橋本尚視	橋本和士	東牟婁郡古座川町高池623-3	令和2. 2. 6

和歌山県選挙管理委員会告示第11号

平成10年和歌山県選挙管理委員会告示第72号（不在者投票管理者となる病院等の指定）の一部を次のように改正する。

令和2年2月28日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

第2項の表中

「 社会福祉法人紀三福社会地域 密着型特別養護老人ホーム 紀三井寺苑ほほえみ 」	和歌山市布引13番7	を
「 社会福祉法人紀三福社会地域 密着型特別養護老人ホーム 紀三井寺苑ほほえみ サービス付き高齢者向け住宅 おひさま東 」	和歌山市布引13番7 和歌山市弘西576	に改める。

内水面漁場管理委員会告示

和歌山県内水面漁場管理委員会告示第1号

令和2年度第五種共同漁業権に係る増殖目標量を次のとおり定める。

令和2年2月28日

和歌山県内水面漁場管理委員会会長 大 杉 達

漁業権者	漁業権番号	漁業権の内容	増殖目標量（以上）
紀和町漁業協同組合外5組合	和内共第1号	あゆ	610,000尾
		あまご	10,000尾
		うなぎ	20kg
紀ノ川漁業協同組合	和内共第2号	あゆ	290,000尾

		もくずがに	10,000尾
	和内共第37号	あまご	10,000尾
貴志川漁業協同組合	和内共第3号	あゆ	70,000尾
	和内共第38号	あまご	10,000尾
玉川漁業協同組合	和内共第4号	あゆ	110,000尾
		あまご	20,000尾
有田川漁業協同組合	和内共第6号	あゆ	570,000尾
		もくずがに	15,000尾
	和内共第39号	あまご	20,000尾
日高川漁業協同組合	和内共第13号	あゆ	710,000尾
		こい	20,000尾
		もくずがに	15,000尾
		うなぎ	20kg
	和内共第15号	あまご	80,000尾
切目川漁業協同組合	和内共第16号	あゆ	20,000尾
		もくずがに	10,000尾
南部川漁業協同組合	和内共第17号	あゆ	10,000尾
		もくずがに	10,000尾
富田川漁業協同組合	和内共第18号	あゆ	80,000尾
		もくずがに	5,000尾
	和内共第19号	あまご	10,000尾
日置川漁業協同組合	和内共第20号	あゆ	350,000尾
		あまご	50,000尾
		うなぎ	10kg
古座川漁業協同組合	和内共第26号	あゆ	330,000尾
		もくずがに	10,000尾
	和内共第27号	あまご	10,000尾
	和内共第28号	あまご	10,000尾
七川漁業協同組合	和内共第29号	あゆ	40,000尾
		あまご	10,000尾
		うなぎ	10kg
太田川漁業協同組合	和内共第33号	あゆ	30,000尾
熊野川漁業協同組合	和内共第34号	あゆ	100,000尾
		あまご	10,000尾
		うなぎ	2kg
	和内共第35号	あゆ	80,000尾
		あまご	10,000尾
		うなぎ	4kg
	和内共第36号	あゆ	140,000尾
		あまご	10,000尾
		うなぎ	14kg

(注)

- 1 増殖目標量の数量は、種苗放流の数量とする。
- 2 「こい」については、令和元年5月21日付け和歌山県内水面漁場管理委員会指示第1号により、他水域への持ち出し等の禁止、放流等の制限が行われている。
- 3 各魚種の種苗放流基準は、次のとおりとする。

あゆ	平均体重3g以上
あまご	平均体重3g以上
うなぎ	平均体重1g以上
もくずがに	平均甲幅5mm以上
こい	平均体重5g以上